



決 裁	道 空 衛 会 長	事 務 局	
			事務局長 3.6.3 川南

別紙 1

建管第 273 号

令和 3 年 (2021 年) 6 月 2 日

建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第56回本部会議」における決定
事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の延長を踏まえ、北海道における緊急事態措置を決定しました
ので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせ
していますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 資料 4 北海道における緊急事態措置

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和3年(2021年)5月28日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第56回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、北海道における緊急事態措置を決定しました。この緊急事態措置の実施により、引き続き、地域における社会経済活動にも大きな影響を与えることとなりますが、現在の厳しい感染状況と医療のひっ迫状況に鑑みて、感染の拡大を抑制していくために、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

なお、皆様に要請・協力をお願いしたい内容は、地域によって異なりますので、別添の資料4をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、休業や時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対する支援金等については、北海道のホームページをご参照願います。

記

- 北海道における緊急事態措置
～ 別添「資料4」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部〕
指揮室 企画班 電話：011-206-0368